

**宅地建物取引業関係申請・届出（その他手続き）**

**(1) 宅建業免許証(A4横版サイズ)の再交付(亡失、汚損、破損等による)**

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返 却	添付書類名	提出時期
・宅地建物取引業者免許証再交付申請書 【手数料】不要	《知事免許》 1部 《大臣免許》 2部	なし	《1.亡失、2.滅失の場合》 ・添付書類なし 《3.汚損、4.破損の場合》 ・宅地建物取引業者免許証(A4版)	遅滞なく

**(2) 宅建業免許証明書(名刺サイズ)の再交付(亡失、汚損、破損等による)**

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返 却	添付書類名	提出時期
・宅地建物取引業者免許証明書再交付申請書 【手数料】不要	《知事免許》 1部 《大臣免許》 未交付	なし	《1.亡失、2.滅失の場合》 ・添付なし 《3.汚損、4.破損の場合》 ・宅地建物取引業者免許証(A4版)	遅滞なく ・免許証明書は 石川県知事免許のみ交付

**(3) 廃業等の届出(事由:1.死亡[個人]、2.消滅[法人]、3.破産、4.解散[法人]、5.廃止<任意>)**

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	添付書類名	提出時期
・宅地建物取引業廃業等届出書 ・宅地建物取引業者免許証返納届出書 (宅地建物取引士の死亡等がある場合は、合わせて取引士の登録消除の届出も提出) 【手数料】不要	《知事免許》 3部 (正1部 副2部 コピー可) 《大臣免許》 4部	2部 (1部本人 1部協会)	1.宅地建物取引業者免許証 2.宅地建物取引業者免許証明書 【知事免許のみ添付】 《死亡時》戸籍謄本(死亡、相続人がわかるもの) 《破産時》破産したことがわかる書面 《消滅、解散時》消滅、解散したことがわかる商業登記簿謄本 《廃止時》添付書類なし	事実発生日から 30日以内

※協会未加入業者は副本1部減

**(4) 営業保証金の供託の届出**

[供託額:主たる事務所は1,000万円、従たる事務所は500万円/店]

(事由:1.新規免許、2.事務所増設、3.不足額の発生、4.保管替え、5.社員の地位の喪失、6.変換[差し替え])

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	即時返却	添付書類	提出時期
・営業保証金供託済届出書 【手数料】不要	2部 (正1部 副1部 コピー可)	1部	1.供託書のコピー(原本提示) (大臣免許の場合は、地方整備局に原本提示)	《新規免許》 3ヶ月以内 《事務所増設》 2週間以内 《保管替え、変換》 遅滞なく

**(5) 営業保証金の取りもどし手続き**

①官報に公告し、届出→[6ヶ月後]県に債権の申出がない場合→②の手続き  
→[6ヵ月後]県に債権の申出がある場合→③の手続き

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返 却	添付書類名	提出時期
①営業保証金取戻し公告届 【手数料】不要	2部	1部	1.公告された官報のコピー (公告内容:保証金規則第8条参照)	官報に公告後 すみやかに
②債権の申出がなかった旨の 証明書交付申請書 【手数料】不要	2部	1部	1.公告された官報のコピー	官報公告後6ヶ月 経過後
③債権の申出書及び申出債権 総額証明書交付申請書 【手数料】不要	2部	1部	1.公告された官報のコピー	官報公告後6ヶ月 経過後

※官報登載取扱所:石川県官報販売所の「(株)うつのみや TEL:076-234-8120」で取扱

**(6) 宅建業法第50条第2項の届出**

【届出対象】現地案内所等

【届出先】届出対象施設の所在地の都道府県

(届出者が石川県知事免許業者以外の場合は、県から免許先都道府県(国)へ届出書を送付)

【その他】業務期間は1年以内、内容変更や1年以上の場合は再度届け出る。

提出書類名(様式)／手数料	提出部数	返 却	添付書類名	備 考
・届出書 (宅建業法50条2項の届出書) 【手数料】不要	《石川県知事免許》 2部 《上記以外の免許》 3部	1部 1部	1.該当物件の付近見取り図	業務開始日の 10日前 (中10日)